

三原市事業レビュー 点検結果

平成28年3月

三原市

I 開催要領

1 目的

施策の成果を効果的に向上させるため、事務事業について、その必要性や上位目的である施策に適切に貢献しているか等、外部の視点で点検することで、施策点検とともに、コストの削減等の見直しを行う。

2 概要

(1) 日 程 平成27年10月4日(日) 開会式 9:30～
点検作業 10:00～18:00

(2) 場 所 三原市中央公民館 2階 第1講座室, 第2・3講座室

(3) 点検対象施策・点検体制

点検対象施策は、三原市長期総合計画基本計画「みはら元気創造プラン」の策定時に実施した市民アンケート結果で「重要度が低い」分野の項目の中から、まちづくり戦略検討会議で協議し、次の8施策6テーマを選定した。(参考：平成27年度三原市事業レビュー 点検対象施策 選定基準)

A班 (第1講座室)	B班 (第2・3講座室)
テーマ (施策名)	
都市政策 (5-4-1 計画的なまちづくりの推進) (5-4-2 都市・生活基盤の整備)	健康づくり (4-2-1 健康づくりの推進)
農林水産業 (3-2-1 農林水産業の担い手育成と生産振興) (3-2-2 農林水産基盤の保全と長寿命化)	生涯学習 (2-2-1 生涯学習の振興)
情報発信 (6-2-1 市政情報の発信)	文化・芸術 (2-2-2 文化・芸術の振興)
点検体制	
※敬称略	
進行役(コーディネーター) ○構想日本 ・田中 俊 (構想日本政策スタッフ)	進行役(コーディネーター) ○構想日本 ・伴 幸俊 (愛知県豊田市職員)
評価者 ○まちづくり戦略検討会議委員 ・佐藤 俊雄((公財)中国地方総合研究所主任研究員) ・大西 英之 (アゲイジャパン販売株名誉会長) ○構想日本 ・小瀬村 寿美子 (神奈川県厚木市職員) ・粕倉 了胤 (太閤法律事務所 代表弁護士)	評価者 ○まちづくり戦略検討会議委員 ・前山 総一郎 (福山市立大学大学院教授) ・小野 武也 (県立広島大学保健福祉学部長) ○構想日本 ・川嶋 幸夫 (構想日本政策アナリスト) ・梶谷 雅代 (兵庫県三田市職員)
市民判定者 9人	市民判定者 9人

(4) 市民判定者について

(ア) 市民判定者の役割

- a 評価者の議論と点検結果を踏まえて、市民の意見を確認する。
- b 議論全体に対する感想や、評価者の点検結果に対する判定理由など、コメントを求める。

(イ) 選出方法

無作為抽出した18歳以上の市民2,000人から希望者を募り、18人が参加。

II 事業レビューの結果を反映した事務改善方針等

1 予算への反映方針

区分	削減額	(参考) 将来的な見直し対象事業費
当日点検対象分	7,400 千円	35,800 千円
水平展開分	8,600 千円	—
昨年度のフォローアップ分	71,300 千円	—
合計	87,300 千円	35,800 千円

(1) 当日点検対象分

① H28 年度当初予算に反映したもの [削減額：約 7,400 千円]

⇒三原駅周辺の駐輪場の管理体制見直し (削減) ▲2,300 千円

⇒健康まつり・定例会議の見直し (削減) ▲100 千円

⇒生涯学習フェスティバルの休止 (削減) ▲1,700 千円

⇒文化協会運営費補助金の見直し (削減) ▲3,300 千円

⇒市主催の生涯学習講座の受講料見直し (歳入増)

② 【参考】 将来的に予算削減につなげるもの (中長期的な見直し) [対象事業費：約 35,800 千円]

⇒広報誌の配送コストの見直し 対象事業費 約 15,800 千円

⇒公民館・コミュニティセンターの管理運営費 対象事業費 約 20,000 千円

(2) 水平展開分 [削減額：約 8,600 千円]

⇒生涯学習公演事業の見直し (削減) ▲3,000 千円

⇒生涯学習課で実施している子育て関連事業の見直し (削減) ▲3,100 千円

⇒さぎしま青年の家の宿泊機能をサギ・セミナー・センターに集約し、一体的に管理 (削減) ▲2,400 千円

⇒各種団体 (国際交流団体, 女性会連合会, 子ども会連合会) の補助金の見直し (削減) ▲100 千円

(3) 昨年度 (水平展開分を含む) のフォローアップ分 [削減額：約 71,300 千円]

事務改善方針	実施状況 (金額は予算ベース)
①民間活力	
市内中心部での保育所・幼稚園新設は、法人(私立)設置を促す。	市内西部に H28 年度から私立施設を 1 か所開所
総合型地域スポーツクラブの自主運営促進	H28 年度から補助金廃止, 自主運営移行 (削減) ▲300 千円
市営駐車場の業務委託を一括して競争入札	H27 年度から実施 (削減) ▲2,000 千円
学校給食調理業務の民間委託の拡大	H28 年度から 1 調理場を民間委託実施予定 (削減) ▲54,000 千円
②ニーズ把握	
放課後児童クラブの対象学年を小学 6 年生まで段階的に拡充	H27 年度拡充状況 24 クラブ中, 4 年生まで拡充を 5 クラブ, 6 年生まで拡充を 4 クラブ
③類似事業の見直し	
放課後児童クラブと子ども教室の一体型の実施	H31 年度を目標に小学校区 50%において実施の方向で推進
④受益者負担の適正化	
スポーツ教室受講料の見直し	H28 年度から一部, 民間又は指定管理者に移管し, ニーズの低い一部の種目は廃止
⑤補助金の見直し	
敬老祝い金の見直し	H28 年度から 77 歳と 101 歳以上は廃止 (削減) ▲12,500 千円
・路線バスは、経常収支率を勘案した路線再編の基準, 補助上限の設定 ・地域コミュニティ交通の見直し基準の設定	基準を設け, H27 年度から実施 (削減) ▲2,000 千円 (試算: H27~H31 生活路線バス維持費補助額)
商工団体運営費補助の適正化	H27 年度から要綱を定め, 補助金額の根拠を明確化 (削減) ▲500 千円
その他	
観光協会と連携した産業観光のパッケージ化	H27 年度から事業連携を検討
企業ニーズを反映した奨励制度構築	H28 年度から雇用奨励金について制度改正予定

2 事務改善方針

(1) 民間活力（民間委託拡大、民営化、指定管理者など）

【都市政策】市営駐車場を民営化して採算改善を図るべき。

⇒市営駐車場は、施設の更新計画と併せて、指定管理者の導入等、管理運営形態の見直しを検討する。

【文化芸術】施設運営に高い専門性が求められる施設の指定管理者の評価は、専門家が担うべき。

⇒芸術文化センターポポロの運営協議会は、次回の委員選考時に専門家を加える。

<全庁水平展開>

⇒窓口業務のアウトソーシングを検討する。

⇒証明書のコンビニ交付を導入する。

⇒出前講座における外部団体と連携する（外部団体の講師派遣拡大）。

⇒高度な専門性を必要とする施設の指定管理者選定委員会の人選に関する運用を改善する。

(2) ニーズ把握（実態把握、マーケティングなど）

【都市政策】施設の更新に当たっては、市内中心部の駐車ニーズのマーケティングを徹底すべき。

⇒市営駐車場の更新は、市街地中心部の駐車需要と収容能力の分析を進め、市営駐車場の役割・必要規模を明確にして検討する。

【農林水産業】農産物のブランド化など、販路確保とマーケティング機能を強化すべき。

⇒農産物のブランド化は、備後圏域連携事業「びんご産品首都圏マッチング事業」等を通じてニーズ把握に取り組む。

<全庁水平展開>

⇒ふれあい訪問給食に関するニーズ調査を実施する。

⇒市民満足度調査及び各種計画策定時にアンケート調査を実施する。

(3) 類似事業の見直し（行政のタテ割弊害是正、重複事業の統合など）

【都市政策】都市公園も児童遊園も市民にとっては同じ公園なので、窓口を統一するべき。

⇒都市公園と児童遊園の所管のあり方について、関係課間で協議する。

【健康づくり】健康づくりは、（健康部門の）担当課だけでなく、他部署との連携を強化して進めるべき。

⇒健康づくりに関し、スポーツや介護予防などとの連携で相乗効果が発揮できる庁内体制づくりに取り組む。

【文化芸術】市内5ホールの所管が別々なので、企画運営のコーディネートを担う仕組みや部署が必要。

⇒ホール機能をもつ文化施設の所管のあり方について、公共施設マネジメントを踏まえ、関係課間で協議する。

<全庁水平展開>

⇒生涯学習公演事業を見直す。（再掲）

⇒生涯学習課で実施している子育て関連事業を見直す。（再掲）

(4) 受益者負担の適正化（料金見直し、有料化など）

【都市政策】三原駅周辺の駐輪場は、有料化を検討するべき。

⇒三原駅周辺の駐輪場は、有料化の可否や放置自転車対策などを含め、平成28年度からあり方を検討する。

【健康づくり】保健福祉センターの入居団体から共益費だけでなく適切な賃料を徴収するべき。

⇒総合保健福祉センターにおける目的外使用と使用料減免のあり方を検討する。

【生涯学習】「（個人の）趣味・娯楽など」に関する講座は、適切な受益者負担を徴収するべき。

⇒生涯学習講座は、市は施設を提供し、運営費は基本的に受講料で賄うよう、適正化する。

<全庁水平展開>

⇒市民音楽祭における出演料の見直しを検討する。

(5) 補助金の見直し

【文化芸術】長期間継続している事業への補助金は、運営ノウハウの蓄積が進めば見直すべき。

⇒文化協会運営費補助金を見直す。

<全庁水平展開>

⇒各種団体（国際交流団体、女性会連合会、子ども会連合会）の補助金を見直す。（再掲）

（6）市民参加・市民協働（行政への市民参加の促進、行政の役割の明確化など）【新規※】

【都市政策】計画策定段階への市民参加を促進すべき。

⇒「都市計画マスタープラン」及び「立地適正化計画」の策定過程における市民参加を促進する観点から、市民アンケート（無作為抽出3千人）、意見交換会（市内10か所程度）を実施する。

【農林水産業】農地のもつ環境保全や水源涵養といった機能を踏まえ、市が守るべき農地を見極めるべき。

⇒農地の環境保全機能を踏まえ、平成28年度中に、市が守るべき農地の目標面積を定める。

【健康づくり】健診受診率の向上対策として、費用対効果を分かりやすいデータで市民に示すべき。

⇒平成27年度中に策定する「三原市国民健康保険データヘルス計画」で示す分析結果を活用するとともに、市民にとって分かりやすくインパクトのあるデータで啓発する。

【健康づくり】マンネリ化している定例会議や啓発イベントは、抜本的に見直すべき。

⇒健康づくりの啓発を目的とする定例会議やイベント等は効果の点から精査し、見直す。

【情報発信】広報誌づくりへの市民参加を促進すべき。

⇒アンケートやモニター制度の充実を通じて、広報誌づくりにおける市民参加を強化する。

【生涯学習】生涯学習フェスティバルは、行政が事務局を担うのではなく、運営は参加団体が主導的に担うべき。

⇒市が事務局機能を担うスタイルの生涯学習フェスティバルは休止し、学習成果を発表する機会や地域に還元する取組について、別途、あり方を検討する。

【文化芸術】文化振興の主役は市民であり、市はそのサポートに徹すべき。

⇒文化振興の主役は市民であることを再認識し、現在、市が担っている文化協会の事務局を協会に移管することをめざし、市の関与のあり方を見直す。

＜全庁水平展開＞

⇒こころネットまつりについて、市民参加が促進される仕組みを検討する。

⇒事業レビューの市民判定者を継続し、更に市民参加を促すとともに、ワークショップ等の市政情報を発信する。

（7）公共施設等の見直し（公共施設の機能集約・総量削減など）【新規※】

【健康づくり】保健福祉センターにおいて、保健行政目的専用のスペースを設ける必要性は低く、施設のあり方を見直すべき。

⇒市内9か所の保健福祉センター等は、保健機能と貸館機能を切り分け、施設の複合化や機能集約に取り組む。実質的に貸館機能だけの施設は、集会施設の枠組みの中で検討する。

【生涯学習】生涯学習施設は、社会教育法（＝公民館）の位置づけを取り払い、広く地域活動拠点に転用すべき。

⇒生涯学習施設は、施設の設置目的の見直しを通じた地域の活動拠点化や総量削減を進める。

【文化芸術】市内5ホールの所管が別々だが、稼働率向上のため企画運営のコーディネートを担う仕組みや部署が必要。（再掲）

⇒市内5か所のホール機能を有する文化施設は、利用状況や稼働率を踏まえ、あり方を検討する。

＜全庁水平展開＞

⇒市道改良は、局部的な改良や待避所の設置等、今ある道路を活用した整備手法を検討する。

⇒さざしま青年の家の宿泊機能をサギ・セミナー・センターに集約し、一体的に管理する。（再掲）

（8）プロモーション機能の強化【新規※】

【情報発信】シティプロモーションについて、取組を統括する仕組みや組織が必要。

⇒部・課の取組を統括する機能のあり方を平成28年度中に検討する。

【農林水産業】道の駅みはら神明の里を三原ブランドの発信基地にしてはどうか。

⇒道の駅が三原ブランドの発信機能の役割を担うよう、強化する。

＜全庁水平展開＞

⇒瀬戸内三原築城450年事業を推進する。

※今年度の事業レビューで新たに指摘された「改善の視点」。今後は8つの視点を水平展開。

3 テーマ別詳細

A班-1「都市政策」

(1) 施策全体の改善提案

【評価者】

- ① 施策名「計画的なまちづくりの推進」については、上位計画である長期総合計画の施策の内容で、計画の策定という手段は掲げているが、どのようなまちづくりにすべきというビジョンを示していないため、市民にとって具体的なイメージが描けないものになっている。都市計画に関する市行政としてのビジョンである「都市計画マスタープラン」を市民に早急に示すべき。
- ② 「都市計画マスタープラン」は、将来のまちづくりに関する「百年の大計」であり、その策定過程において、外部の高度知見を採り入れる視点と、より多くの市民が自分事として参加するプロセスが重要であり、この工程にはじっくり時間をかけるべき。
- ③ 「立地適正化計画」は、国の方針としてコンパクトシティへの誘導があるが、三原市における必要性の説明が不十分で、計画づくりの手段だけが先行している印象。地域的な拠点と、拠点を結ぶネットワークはきめ細かく定める必要がある。
- ④ 施策名「都市・生活基盤の整備」では、駐車場の基盤整備においては、事前準備としての基礎的なデータの収集と分析といった、いわゆるマーケティング機能が重要で、現状では不十分と感じる。市街地の人口規模や人口予測、民間も含めた全体ニーズを把握したうえで、行政が駐車場の対策をどうするのか方針を定める必要がある。
- ⑤ 施設整備に対する市民ニーズの把握において、縦割り行政の弊害があり、例えば都市公園では、利用者である市民から見れば小規模な都市公園と児童遊園の違いはほとんど意識されていないが、所管が違うため、あくまで都市公園面積のみに着目して、他都市と比較した結果から、更なる整備拡大が必要との方針となっており、公園管理と併せて、体制面で改善の余地がある。

【(参考)市民判定者の声】

- 都市計画マスタープランが決まらなないと、他の細部の計画が決まらないのであれば、早く決めないといけない。しかし、市の根幹となる計画であれば、じっくり時間をかけるべき。
- 三原・本郷・久井・大和それぞれの特長を生かした都市構造になれば良い。各拠点の地域住民が住み続けられ、より住みやすい地域になれば良い。そのために、各拠点を結ぶ交通を整備し、各拠点の特長を補完し合える構造が良い。
- 都市計画マスタープランの策定は、アンケートや意見交換会などで情報収集し、市民参加で住民ニーズに対応した行政サービスの提供につながる計画としてほしい。

- ・施策内容に関する再説明として、施策名「計画的なまちづくりの推進」に掲げている内容は、平成22年度に策定した「都市計画マスタープラン」を見直すもので、平成27年度を初年度とする長期総合計画の策定や都市再生特別措置法等の改正による立地適正化計画の策定要請を受けて、現行計画にコンパクトシティの理念を反映する取組であり、平成27年度から既に作業に着手し、平成29年度中の完成をめざして進めている。①
- ・策定過程における外部の高度知見の活用に関しては、平成27年を目標年次とした現在の都市計画マスタープランは、都市の健全な発展と秩序ある整備に関する基本方針を定めたものであり、平成37年までの将来展望をもって策定しています。その見直しについても当初策定時と同様に、大学教授等の学識経験者や関係行政機関の職員、市議会議員、市民の代表で構成された都市計画審議会へ諮り、意見を聴取する。②
- ・早急に市民に都市計画と三原市におけるコンパクトシティに関するビジョンを示すことに関しては、見直し作業の中で、幅広く市民の意見を聴取し、プランに反映させるため、無作為抽出による16歳以上の市民3,000人を対象としたアンケート調査、市内を10ブロック（ブロック数は変更有）に分けての意見交換会、パブリックコメントの実施など、市民参加の仕組みを考えており、こうした一連の過程の中で市のビジョンを示す。③
- ・駐車場の基盤整備に際してのマーケティング機能の重要性に関しては、市として十分認識しており、駐車場に限らず、都市・生活基盤整備に当たっては、市街地の人口規模、人口予測、市民のニーズ等の各種データ収集などの調査を行い把握しているが、民間を含めた全体需要の把握については、これまで以上に情報収集と分析を加え、行政として果たすべき役割を整理する。④
- ・市民一人当たり都市公園面積の指標に関しては、三原市都市公園及び公園施設の設置基準を定める条例に基づいて設定しており、引き続き都市基盤整備の重要な指標の一つとして管理する。指摘にある児童遊園との一体管理については、所管事務の見直しに伴う課題を洗い出したうえで関係課（都市開発課・子育て支援課）と調整する。一定の時間を要する案件となることから、当面は、周辺の状況や公園の規模を勘案し、新規整備に当たり、エリア内の児童遊園を活用することで整備面積を抑制するとともに、将来的なコストの低減に貢献する。⑤

(2) 個別事業の点検結果

A-1-① 駐車場管理費

・判定結果

判定区分	(1) 不要・凍結	(2) 国・県・広域	(3) 三原市 (要改善)	(4) 三原市 (現行通り・拡充)
評価者の判定結果	0	0	4	0
(参考) 市民判定者の判定	0	0	7	2

・主な意見

【評価者】

- ① 利用状況は、回転率で把握するとよい。
- ② 行政目的に必要な台数と、民間に委ねる台数を精査すべき。
- ③ 高齢化が進み、市民ニーズは平面駐車場にあるのではないか。
- ④ 特別会計の独立採算性を強め、更新経費の積立てを検討すべき。
- ⑤ 運営は無人化して、採算改善を図り、民営化を検討すべき。
- ⑥ 周辺公共施設の移転や再配置の構想がある中、跡地活用策の選択肢として市営駐車場のあり方を検討できないか。

【(参考)市民判定者の声】

- コンパクトシティの推進を図るうえで、公共施設利用者やイベント参加者向けの駐車場は一定程度必要。
- 施設を利用するうえでの危険要素（耐震性、立体駐車場での駐車の高さ）は早急に対処してほしい。
- 駐車場を市営で運営する利点を、イベント時の特殊要因や営利とは別で考えてほしい。
- 立地的に公共施設を利用するときは助かるが、別に市が管理する必要はない。
- 民間に管理を委託するにしても、安価に利用できるようにしてほしい。
- 施設の老朽化は建設したときから分かっていることなので、収益が十分なら積立てしていくべき。収益の配分が不透明。
- 市営駐車場の案内板を分かりやすくしてほしい。
- 帝人通り駐車場は、民間に売却、円一駐車場は即時耐震補強が望ましい。
- 公共施設に隣接している平面駐車場は、高齢者向けにするなど、運用面の工夫が必要。
- 明らかに公共施設の利用目的以外の駐車に対しては、厳正に対処してほしい。

左の事務改善方針（文末の白抜き数字は、左ページ内の評価者の指摘・意見の番号に対応）

- ・市内中心部の駐車ニーズのマーケティングに関しては、施設の更新に当たり、市内中心部の駐車場需要と収容能力の分析を進め、市営駐車場の役割・必要規模を明確にする。①②③
- ・特別会計の独立採算性に関しては、市全体の財政運営の中で施設更新経費の財源調達を考える方針であり、積立金をもつ余裕はなく、見送る。④
- ・市営駐車場の採算改善と民営化に関しては、施設の更新計画と併せて、指定管理者の導入等、管理運営形態の見直しを検討する。⑤
- ・市営駐車場のあり方を検討する際、周辺公共施設の移転や再配置の影響を加味することに関しては、公共施設マネジメントの類型別実施計画を策定する中で考慮していく。⑥

A-1-② 駐輪場管理費

・判定結果

判定区分	(1)不要・凍結	(2)国・県・広域	(3)三原市 (要改善)	(4)三原市 (現行通り・拡充)
評価者の判定結果	0	0	4	0
(参考) 市民判定者の判定	0	0	8	1

・主な意見

【評価者】

- ①交通拠点に駐輪場は重要な役割を果たしているが、施設整備のイニシャルコストは市行政が負担し、ランニングコストは利用者からの受益者負担で賄うべき。秩序ある管理のうえでも有料化は必要であり、放置自転車対策としても有効ではないか。
- ②多数の蛍光灯はエネルギーの無駄なので、LED対応を検討するなど管理費を見直す必要がある。
- ③公共交通と自転車の連携を促し、「自転車に優しい都市」をアピールしてはどうか。

【(参考)市民判定者の声】

- 無料なので、利用しやすい。
- 無料のため、気軽に利用でき、駅周辺の活性化につながる。
- 駅利用者や駅周辺の用事の際は、ありがたい施設。
- 無料であれば、路上放置自転車を増やさないことにつながる。
- 今回のレビューで、受益者負担のあり方を検討すべきと考える。
- 利用者が限定されているかどうかで、有料にするかを考える。
- 有料化で放置自転車が増えても、定期的に撤去事業を継続すればよい。
- 本郷は有料、三原は無料なのは、利用者にとって不公平感につながるのでは、統一したほうがよい。
- 行政には、現状維持でなく、改めて、問題点や可能性を考えてほしい。変えることは大変だが、変えてみないと何も始まらないので、がんばってほしい。

左の事務改善方針（文末の白抜き数字は、左ページ内の評価者の指摘・意見の番号に対応）

- ・三原駅周辺の市営駐輪場の有料化の可否や放置自転車対策等、今後の駐輪場のあり方に関しては、平成28年度から検討組織を立ち上げ、議論する。①
- ・市営駐輪場の蛍光灯に関しては、計画的にLED化を進めていく。②
- ・三原駅周辺の駐輪場の管理体制の見直しを行う。②
- ・公共交通と自転車との連携に関しては、観光部局と連携し、駅・港等の駐輪場や、レンタサイクル、せとうちサイクルーズPASS（自転車の持込割引）等のPRを行う。③

A-1-③ 都市計画事務費

・判定結果

判定区分	(1)不要・凍結	(2)国・県・広域	(3)三原市 (要改善)	(4)三原市 (現行通り・拡充)
評価者の判定結果	0	0	4	0
(参考) 市民判定者の判定	0	0	7	1

・主な意見

【評価者】

- ①都市計画マスタープラン、立地適正化計画は、「百年の大計」という気概を持って策定してほしい。
- ②計画はつくるだけでなく、進行管理の仕組みが重要。常に5年先を見据えて、定期的に見直す。
- ③コンパクトシティをめざすうえで、都市機能誘導区域をきめ細かく設定し、住民参加で決めること。

【(参考)市民判定者の声】

- コンパクトシティで、中山間部がどのような状態になるのか見えてこない。行政がビジョンを示さないと意見の出しようがない。
- 絵に描いた餅にならないよう、具体的なプランにしてほしい。
- 計画書を作成することだけで満足していないか。計画づくりに3年かけて、それから取り掛かるのでは遅すぎる。
- 各拠点それぞれどういう特長をもった拠点にするのか、地域性を活かし、住民性にも配慮した拠点になればよい。
- コンパクトシティを考える以前に、駅前が壊れてしまっている。
- 人口減少が進む中で、何が良いのか。あえて、高齢者・障害者に優しいまちづくりに。
- コンパクトシティの推進による効率化が必要。同時に、住民への分かりやすい説明と理解が必要。
- 財源確保のため、なんらかの目標を明確にすること。たとえば、「観光都市」など。
- 自分の街であることを認識して、自分たちもどんな街であってほしいかを考える。

- ・「百年の大計」の気概に関しては、担当職員は、当然、そうした気概を持って策定作業に臨んでおり、市民の参加と理解を深めるため努力する。❶
- ・立地適正化計画策定後の進行管理に関しては、計画の中で事業効果の評価方法について設定し、適切な時期での見直しを行う。❷
- ・コンパクトシティをめざすうえで、都市機能誘導区域の設定における住民参加に関しては、計画策定過程において、市民の代表を含む都市計画審議会への諮問を行うとともに、無作為抽出による16歳以上の市民3,000人を対象としたアンケート調査、都市計画マスタープラン策定と併せた市民意見交換会の開催（市内10か所程度）、パブリックコメントの実施など、市民参加の促進を図る。❸

A-1-④ 都市公園管理費

・判定結果

判定区分	(1)不要・凍結	(2)国・県・広域	(3)三原市 (要改善)	(4)三原市 (現行通り・拡充)
評価者の判定結果	0	0	3	1
(参考) 市民判定者の判定	1	0	4	2

・主な意見

【評価者】

- ①都市公園は、快適な生活充実に貢献している。
- ②住民管理の推進を図るべき。
- ③都市公園と児童遊園の公園運営の窓口を統一してはどうか。
- ④人口減少社会なので、住民一人当たりの公園面積という数値を追いかけるべきではない。

【(参考)市民判定者の声】

- 地域住民主導の公園管理の推進。
- 新規設置はやめて、現行の公園の草取り、水やり、花植えなど、維持管理を充実すべき。
- 子どもだけでなく、高齢者の日向ぼっこ、大人のレクリエーション、子どもが安全に遊べる場として、多くの市民が気持ちよく使える公園を希望する。
- 維持管理費がかかるようなので、その先の経費とのバランスを考慮して必要な数だけ必要な場所に整備すればよいのではないか。
- 公園は、地域の憩いの場としての機能も必要だが、一番は避難場所として活用できるよう高台につくるべき。
- 魅力的な公園になる⇒多くの住民が使う⇒みんなできれいに使おうという気になる⇒住民の維持管理につながる、という流れになれば理想的。

- ・快適な生活環境の確保に貢献する公園の確保に関しては、公園施設長寿命化対策支援事業等を活用しながら適正な水準を維持していく。①
- ・住民参加による公園の維持管理に関しては、従来から、都市公園の健全な運営と都市美化を図ることを目的とし、住民参加による街づくりの一環として、隣接した町内会等にトイレの清掃・草取り・遊具の点検等の管理をお願いしており、引き続き、地域住民による維持管理を推進する。②
- ・都市公園と児童遊園の窓口統一に関して、設置根拠法令によって、その設置目的や規模が異なるが、市民にとっては、どちらも同じ“公園”に変わりはないため、所管のあり方について、関係課間で協議する。③
- ・人口減少社会の中で住民一人当たりの公園面積の指標に関しては、三原市都市公園及び公園施設の設置基準を定める条例に基づいて設定しており、引き続き都市基盤整備の重要な指標の一つとして管理する。④

(1) 施策全体の改善提案

【評価者】

- ① 施策名「農林水産基盤の保全と長寿命化」について、農地は、農産物の耕地であるとともに、水源涵養（雨水を貯留し、河川の流量を調節する）や環境保全の機能もある。現状の市の耕作放棄地対策は、国の補助制度の対象範囲を優先しているが、環境保全機能を考えると、圃場整備した農地だけを対象とするのでは不十分。すべてを管理することは非現実的だとしても、環境保全機能も考慮したうえで、市として守る農地の範囲について、再度、見極めが必要。
- ② 中山間地域直接支払事業や多面的機能支払事業など農地保全に係る国の補助制度は、いつまで続くかわからないので、今のうちに、農地の保全を（農家だけでなく）地域住民を巻き込んだ取組とする仕組みづくりが必要。例えば、道路や河川などで事例のある「アダプト制度」の農地保全版のような制度で、地域ぐるみで農地や農道を見守り、予防保全的な維持修繕につながる仕組みができれば、修繕コストの削減にも効果がある。さらに、「道路・河川」や「農地・水路」という縦割りではなく、エリアでカバーする視点が必要。
- ③ 中山間地域直接支払事業も多面的機能支払事業も、制度上、市が地域ごとの課題が把握できる仕組みになっているので、地域の実情に合った支援のあり方について、市がより積極的に関与して、効果的な事業計画となるよう助言するなど、フォローアップが必要。
- ④ 施策名「農林水産業の担い手育成と生産振興」について、アグリ三原 27 事業では、市が目標に掲げる重点 4 品目（加工用ばれいしょ、わけぎ、キャベツ、アスパラガス）の重点化理由について、市の説明は納得性が低い。持続可能な農業を確立するためには、農事法人と個人経営の農家のそれぞれに、収益向上に結びつくまでのビジョンの説明が必要。県との連携や水田活用だけでは、特に重点化して公金を投資する根拠として不十分。
- ⑤ 担い手対策に関する市の目標設定は、現在約 4 千人の農業従事者に対し、新規就農者 2 人では低すぎる。法人経営と個人経営では、対策の内容は大きく異なるが、市の対策（研修制度や各種講座）は、どちらに有効なのか不明確で、場当たりの感じる。
- ⑥ 全体的に、市の説明では、農業政策の手段選択の根拠は、国や県の政策誘導や連携効果が前面に出ているが、市として、しっかりとしたビジョンと根拠で説明する必要がある。

【(参考) 市民判定者の声】

- 園芸指導の内容をもっと明確してはどうか（指導は重点 4 品目に絞るなど）
- 研修生の受入れを増やすべき。
- 農業経営に必要な知識や技術を習得でき、かつ市内で就農できるよう、農地や就農先の斡旋などの就農に必要な一連の支援ができる制度が必要。子育て支援など、他施策との連携も必要。
- 農業に魅力があり、生計が成り立つ農業経営ビジョンを示す必要がある。
- 海外における市場調査を基にした販路拡大が必要。
- 市内農産物をブランド化、県外・海外への販路拡大を支援する専門職員の配置が必要。
- インターネットを活用した農作物の PR は、ネット販促やブランド化、市外・県外からの移住促進にもつながり、有効。
- 行政と地域が支援する側と支援される側に分かれることなく、協力して、地域のニーズや課題等を洗い出し、改善策を見出すことのできる関係づくりが必要。

- ・農地の水源涵養機能や環境保全機能を踏まえ、守るべき農地の範囲を見極めることに関しては、荒廃農地の発生のおそれ等を考慮して、守るべき農地の平成 37 年時点の目標を平成 28 年度中に定める。①
- ・将来、国の補助制度が打ち切られることを想定し、今から地域ぐるみで農地を守る仕組みを構築することに関しては、将来的な課題としては市も同じ認識であるため、国の補助制度がある間は、地域ごとの事業計画に対する助言と実施段階でのフォローアップを通じて、農業者以外の住民も含む組織の強化や保全エリアの拡大を図り、持続可能な農地保全体制の構築を目指す。②
- ・地域ごとの実状にあった支援のあり方に関しては、各制度の事業計画の中から、地域が抱える課題の把握に努め、補助金の効果的な活用につながるよう、積極的にフォローアップしていく。③
- ・重点 4 品目の選定理由に関する再説明として、当日説明した「水田転作としての適地」のほか、①作物と耕地の相性、②採算ベースの規模の確保（耕地面積、供給量、規格均一性など）、③栽培技術習得の困難度（所要時間等）、④初期投資（機械、耕地改良、担い手養成）の環境、⑤集荷・出荷体制整備の実現性、⑥販路確保などの条件をクリアすることを総合的に勘案した結果、選定したもの。4 品目には次のような特殊事情がある。④
 - 加工用ばれいしょ・・・大手菓子メーカー（ポテトチップス）との契約栽培であり、安定収入が見込める。
 - わけぎ・・・・・・・・古くから生産されており、関西での需要が高く、販路が確保されている。
 - アスパラガス・・・・・・・・単収が高く、調整出荷施設も整備されている。
 - キャベツ・・・・・・・・市内に大手サラダ製造工場があり、輸送コストが省ける。
広島市内でも需要が高い。
- ・法人、個人経営ごとに、収益向上に結びつくビジョンに関しては、農業振興ビジョン及び農業経営基盤強化促進法に基づく市基本構想の中に示している。今後はホームページ等を活用し、多くの農業者の参考となるよう周知する。④
- ・担い手対策に関する再説明として、新規就農者研修制度は、地域の営農体制の中心的役割を担う人材の育成を目的とするもので、農業従事者の総数減少を食い止めるための抜本的な対策の位置づけではない。⑤
- ・市独自のビジョンと根拠で説明することに関しては、市の農業施策は「三原市農業振興ビジョン」で体系化しているが、市が主体的にビジョンと根拠を示し、納税者全体の理解が一層進むよう、説明責任を果たす。⑥

(2) 個別事業の点検結果

A-2-⑥ 中山間地域等直接支払事業

・判定結果

判定区分	(1) 不要・凍結	(2) 国・県・広域	(3) 三原市 (要改善)	(4) 三原市 (現行通り・拡充)
評価者の判定結果	0	0	3	1
(参考) 市民判定者の判定	0	0	4	4

・主な意見

【評価者】

- ① 条件不利地域における農業の持続のためには、集落単位のみで取り組むのではなく、他地域から担い手呼び込むことを推進すべき。
- ② 全ての農地を維持するのは難しいため、耕作放棄地が増えるのはやむを得ないとしても、どの場所を守るのかを、全体的なバランスから考える必要がある。
- ③ 環境保全機能から守るべき場所と、自然に戻す場所をゾーニングして管理する必要がある。

【(参考) 市民判定者の声】

- 耕作放棄地は増えてはいるが、国・県の補助もあり、中山間地域等直接支払制度が活用されているのなら必要。
- 農地の保全にとどまらず、地域が抱える課題解決のプランニングに対する支援も必要。
- 耕作放棄地が増えないよう、補助金を有効に活用してほしい。
- 担い手が利益を得ることができるよう支援すること。
- 耕作放棄地の無料貸付、生活のための支援金を期間限定でつけることで移住者を呼び込めないか。
- 地域ごとのニーズ把握とそれに応じた適切な支援、補助制度の活用。
- 地域は保守的にならず、受け入れ体制をつくること。

- ・条件不利地域における農業の持続のための担い手の確保に関しては、地域の人と農地の未来予想図である「人・農地プラン」の作成過程で、当該地域に核となる担い手がない場合は、隣接地域の担い手を呼び込んだり、他地域の意欲ある農業経営体（農業参入企業や農業法人、大規模経営農家）の参入を検討する。①
- ・農地の水源涵養機能や環境保全機能を踏まえ、守るべき農地の範囲を見極めることに関しては、荒廃農地の発生のすう勢を考慮して、守るべき農地の平成 37 年時点の目標を平成 28 年度中に定める。（再掲）② ③

A-2-⑦ 多面的機能支払事業

・判定結果

判定区分	(1)不要・凍結	(2)国・県・広域	(3)三原市 (要改善)	(4)三原市 (現行通り・拡充)
評価者の判定結果	0	0	3	1
(参考) 市民判定者の判定	0	0	5	4

・主な意見

【評価者】

- ①地域住民が参加・協力することで、農村環境保全に寄与できる。
- ②国の補助金が今後もあり続けることは考えにくいので、市民協働でできる部分を増やして、市税の投入を減らすことを考える必要がある。
- ③交付金の交付対象（65組織）の、地域ごとの課題の把握、次世代の担い手につながる農業経営の継続につながる指導が必要。交付金を支給したら終わりではなく、事業計画から有効な使途、資金の活用方法などのフォローアップが必要。
- ④農道・農業施設アダプトなどの仕組みづくりが有効。
- ⑤環境保全機能から守るべき場所と、自然に戻す場所をゾーニングして管理する必要がある。（再掲）

【(参考)市民判定者の声】

- 直接的なハード面への支援は評価する。ソフト面でのマネジメントを担う人材が必要。
- 環境を配慮しながら、耕作放棄地対策を講じていることが理解できる。
- 国・県の補助もあり、多面的機能支払制度が活用されているのなら必要。
- 維持された多面的機能、景観を売りにして、農業体験など都市部との交流ができないか。
- 本制度をもっとPRし、新たな人材の掘り起こしができないか。
- 必要な経費はもっと投資すべき。できるところから、もっと拡充すべき。

- ・将来、国の補助制度が打ち切られることを想定し、今から地域ぐるみで農地を守る仕組みを構築することに関しては、将来的な課題としては市も同じ認識であるため、国の補助制度がある間は、地域ごとの事業計画に対する助言と実施段階でのフォローアップを通じて、農業者以外の住民も含む組織の強化や保全エリアの拡大を図り、持続可能な農地保全体制の構築を目指す。（再掲）①②
- ・地域ごとの実状にあった支援のあり方に関しては、各制度の事業計画の中から、地域が抱える課題の把握に努め、補助金の効果的な活用につながるよう、積極的にフォローアップしていく。（再掲）③
- ・農道・農業施設アダプトの仕組みづくりに関しては、先行事例として道路や河川に関する取組を情報収集し、農地保全への適用の可否を含め研究する。④
- ・農地の水源涵養機能や環境保全機能を踏まえ、守るべき農地の範囲を見極めることに関しては、荒廃農地の発生のすう勢を考慮して、守るべき農地の平成 37 年時点の目標を平成 28 年度中に定める。（再掲）⑤

A-2-⑨ アグリ三原 27 事業費

・判定結果

判定区分	(1)不要・凍結	(2)国・県・広域	(3)三原市 (要改善)	(4)三原市 (現行通り・拡充)
評価者の判定結果	0	0	4	0
(参考) 市民判定者の判定	0	0	5	4

・主な意見

【評価者】

- ①市は、将来的な農業像のあり方を示していく必要がある。現在の事業内容から明確なメッセージを読み取るのは困難。
- ②生産振興のためには販売額や収益額の向上が必要だが、市の重点品目設定はそうした視点が弱く、その選定根拠も十分検討されているのか不明。
- ③売れる作物を奨励する体制を強化し、持続可能な農業を確立していくことが必要。市はマーケティング機能を高め、需要に対応した売れる作物の生産を奨励し、(インターネットや海外を含めた)販路拡大に力を入れるべき。
- ④担い手不足の真の要因分析をして、課題を明確にしたうえで、施策の手段を選択する必要がある。
- ⑤中山間地域における(小規模)農業モデルとして、6次産業化、高付加価値化、学校給食への貢献と地産地消の推進が必要。
- ⑥企業との協賛(タイアップ)を積極的に進め、全国的な三原ブランドの構築を目指すべき。その発信基地として、道の駅みはら神明の里に期待する。

【(参考)市民判定者の声】

- 研修生の受入れを続け、後継者を育ててほしい。
- 重点4品目に絞る理由が不明。特色ある作物、ほかでは作られていない作物にも支援し、全国、海外に売りに出るべきではないか。
- 行政からの支援に甘えないよう、自立した営農に向けた支援を行うこと。過剰な支援に注意。
- 連作障害は考慮しているか。
- 法人化されていない農業のケア
- もっとキャベツを振興すべき。お好み焼きに合うキャベツ作りを支援。
- 重点4品目に絞り、付加価値を付けて販路拡大していくことは効果的。
- 経過観察や効果を客観的に判断するデータの収集が必要。

- ・市の農業政策のビジョンに関しては、「農業振興ビジョン（平成20年度策定、平成26年度改訂）」に示しているが、一般市民の認知度は高くないと認識しており、農業者はもとより、農業者以外の納税者の理解を深めるよう努力する。①
- ・重点4品目の選定理由に関しては、当日説明した「水田転作としての適地」のほか、①作物と耕地の相性、②採算ベースの規模の確保（耕地面積、供給量、規格均一性など）、③栽培技術習得の困難度（所要時間等）、④初期投資（機械、耕地改良、担い手養成）の環境、⑤集荷・出荷体制整備の実現性、⑥販路確保などの安定した収益が確保するために必要な条件をクリアすることを総合的に勘案した結果、選定したものであり、4品目には次のような特殊事情がある。②
 - 加工用ばれいしょ・・・大手菓子メーカー（ポテトチップス）との契約栽培であり、安定収入が見込める。
 - わけぎ・・・・・・・・・・古くから生産されており、関西での需要が高く、販路が確保されている。
 - アスパラガス・・・・・・・・単収が高く、調整出荷施設も整備されている。
 - キャベツ・・・・・・・・・・市内に大手サラダ製造工場があり、輸送コストが省ける。広島市内でも需要が高い。
- ・売れる農作物のマーケティングに関しては、備後圏域で実施している「びんご産品首都圏マッチング事業」等を通じて、ニーズを把握し、販路拡大を図る。
また、地域の担い手自身がマーケティング力を高め、小売業者等と直接交渉し、農産物の生産・販売を経営体の意思で決定していくことが重要であることから、担い手を対象にした経営力を高める研修を実施する。③
- ・担い手不足の要因分析に関しては、集落や地域が抱える人と農地問題を解決するための「人・農地プラン」を作成する過程で、地域で話し合いながら、地域ごとの実状を踏まえ、担い手不足の原因を明らかにし、新規就農者の確保・育成、企業の誘致など地域に合った解決方法を検討します。④
- ・中山間地域における小規模農業モデルに関しては、地産地消を目的とした学校給食への納入については、平成31年に60%の使用率とすることを目標としており、現在、地元の農産物の運搬費用を補助し、出荷者の生産意欲の向上及び組織化を図っている。
6次産業化・高付加価値化の取組については、実施する団体が何を、どのように、どこに販売等を行うかなど、個別での事業計画が必要であるため、意欲ある農業者からの相談があれば、個別対応していく。現在、ワイン製造の意向がある団体に対し、実現に向けた相談支援をしている。⑤
- ・企業との協賛による三原ブランドの情報発信に関しては、備後圏域で実施している「びんご産品首都圏マッチング事業」を通じて、三原ブランドの構築を目指す。⑥
- ・道の駅みはら神明の里への期待に関しては、道の駅を所管する観光部門と連携し、三原ブランドの情報発信に向けた取組について協力を要請する。⑥

A-2-⑩ 園芸特用作物奨励振興事業

・判定結果

判定区分	(1) 不要・凍結	(2) 国・県・広域	(3) 三原市 (要改善)	(4) 三原市 (現行通り・拡充)
評価者の判定結果	0	0	4	0
(参考) 市民判定者の判定	0	0	6	3

・主な意見

【評価者】

- ① 担い手不足の真の要因分析をして、課題を明確にしたうえで、施策の手段を選択する必要がある。(再掲)
- ② 担い手不足の対策として、新規就農者数の目標が2人/年では低すぎる。
- ③ 市が実施する振興策と、県の振興策の棲み分けが必要。
- ④ 営農指導員の生産振興に対する効果が不明。目に見える形で検証可能な目標を設定すべき。
- ⑤ 生産振興や販路拡大と休耕地の発生抑制とで、行政目的を明確に設定して、事業内容を検討すべき。

【(参考) 市民判定者の声】

- 市内飲食店への直接販売の促進。三原市産のものをもっとPRしていく。
- 指導員を増やす。指導員は、目標設定を行うこと。
- 産直市が農業者の利益につながっているのか。
- ブランディングや販路拡大は農業者には難しく、行政の後押しが必要。
- 道の駅を三原ブランド発信基地とすることに賛成。

- ・担い手不足の要因分析に関しては、集落や地域が抱える人と農地問題を解決するための「人・農地プラン」を作成する過程で、地域で話し合いながら、地域ごとの実状を踏まえ、担い手不足の原因を明らかにし、新規就農者の確保・育成、企業の誘致など地域に合った解決方法を検討します。(再掲) ❶
- ・新規就農者数の目標水準に関して、当日の説明のほか、次の説明を加える。
新規就農者研修制度は、地域の営農体制の中心的役割を担う人材の育成を目的とするもので、農業従事者の総数減少を食い止めるための抜本的な対策の位置づけではない。農業の担い手不足という課題を、市は、「農業従事者4,000人をどのようにして維持するか」という視点ではなく、「持続可能な農業経営を支える主体をどのように育成するか」と捉えて、その対策として農地集積を進め、農業生産法人の育成を支援している。❷
- ・営農における市と県の役割の棲み分けに関しては、営農指導は、県・市・JA(関係機関)が個別で行うものと、協力して行うものがある。営農指導を含む市が行っている施策の内、関係機関で協力して行っているものは新規就農者育成事業、転作作物の生産振興などがある。一方、柑橘の生産振興や、農作物の作付け誘導など県・JAがそれぞれ独自の営農指導を行っている。市の独自事業としては園芸センター指導員が実施する野菜づくり講習会ややっさ農業塾、新規就農者の就農後の支援などを行っている。❸
- ・(市の) 営農指導員の効果について、検証可能な目標を設定することに関しては、現在では、新規就農者育成事業が日常業務の多くを占めている状態となっており、市民ニーズにあった事業を研究し、目標を設定する。
具体的な目標設定としては、❶農業塾の受講生の人数、❷野菜づくり講習会の延べ参加者数、❸畦畔管理(カバープランツ)の普及面積、などが挙げられる。❹
- ・生産振興、販路拡大、休耕地の発生抑制とで、それぞれの事業目的を明確にすることに関しては、それぞれの対策手段としての事業ごとに成果を検証する指標の設定に取り組む。これら三者は、持続可能な農業基盤の整備といった上位目的のもとでは、互いに連携し相乗効果を期待する関係にあるため、総合的に勘案して個別の事業内容を精査していく。❺

(1) 施策全体の改善提案

【評価者】

- ① 発信手段・媒体の整備が先行しているが、情報の特長ごとに媒体を使い分ける意識ができていない。発信する情報を、5W1H (いつ (When), どこで (Where), だれが (Who), なにを (What), なぜ (Why), どのように (How)) で整理し、伝達手段の特長を踏まえて選択する必要がある。タイミリーに伝える情報とじっくり理解を深めてもらいたい情報を整理し、広報誌の年間掲載計画を定めて検討するべき。
- ② 広報誌という伝達手段の特長は、毎月1日に届くという定時性と、冊子＝紙媒体という情報保存性、全戸配布するという発信対象の網羅性。これを踏まえて方針を定め、広報誌に掲載する情報を取捨選択する必要がある。
- ③ 広報誌の配送コストについて、削減努力が必要。特に、新聞未購読者への郵送料は、通常の新聞折込の3倍のコストで、公平性を欠くので、見直しが必要。また、新聞未購読者が増える傾向にあるので、配送手段の抜本的な見直しが必要。
- ④ シティプロモーションについて、取組を統括する仕組みや組織が必要。統括部門がデータを整理し、マーケティングに基づいた情報発信の戦略を立てることで、各課の取組が効果的になる。人材育成には時間がかかるので、当初は外部人材の活用も有効。
- ⑤ まちの強みは、住んでいる人からは見えにくいものなので、市外の住民や、転入者などから意見を聞くことが有効。また、まちの強みを行政が発信する場合は、その裏づけとなるデータが重要。データは国や民間コンサルタントなどを活用すれば比較的容易に収集できるので、早急に取り組む必要がある。

【(参考) 市民判定者の声】

- 市民全体に行き届くのであれば、今の配布方法で良い。発信する情報の充実が重要。
- ネットによる情報発信を強化し、広報誌送付が不要な人を募ってはどうか。
- 広報誌に、新しいお店や病院の紹介を入れてはどうか。
- フェイスブックの更新回数が少なく、不十分。ホームページは文字が多く、読みにくいので、イラストを多用するなど、読みやすい工夫が必要。
- アプリを活用した情報発信を。
- 市民判定者の参加率にも表れているが、市民が三原市(市政)に対して積極的でない。市民が市に愛着を持ち、市民自らまちづくりに関わられるよう、分かりやすい情報発信が必要。
- 情報の発信について、県内他市町の方法を参考にし、自治体間で連携することを検討してはどうか。
- マーケティング調査により、ターゲットを明確にしたシティプロモーション、戦略的な情報発信を行うこと。(点から線へ、線から面へ)
- シティプロモーションのため、庁内連携を強化してほしい(特定の部署が抱える形にしないこと)。
- 市民一人ひとりが主体となって、来訪者や市外・県外へ情報発信することができるような、三原の魅力づくりを行うこと。
- 空港周辺に商業施設誘致、カープ2軍戦を増やす、「おいしい! 広島県」の三原バージョン、三原市出身の有名人とタイアップ。

- ・情報の特長ごとに媒体を使い分ける意識に関しては、手段に合った情報の発信ができるよう、広報の年間計画と全体的な情報の発信手段及び内容の整理を進めるうえで、十分留意する。①②
- ・広報誌に関し、市民のニーズを反映させる方法として毎年6月の市民の声のはがきをアンケートに振り替えることによりニーズの把握に努め、その結果、出た意見について反映する。①
- ・広報誌の配送手段の見直しに関しては、広報誌への高い市民の認知度・信頼度は、毎月1日に必ず届くという定時性に由来するものと考えており、定時性の維持を最優先とする中で、コストを抑える配送方法を再検討する。当日の議論で例示のあったポスティングなどの方法は定時性を確保できなくなる可能性があり当面採用を見送るが、通常の配送手段（＝新聞折込）の3倍のコストがかかる新聞未購読者への郵送については、対象者の増加が見込まれる中で大きな課題と認識しており、他団体の情報収集を進め、コスト低減に向け努力していく。③
- ・シティプロモーションの必要性に関しては、指摘を踏まえ、取組を統括する人材育成と仕組み・組織の必要性を関係課と協議する場をもつ。現状として、庁内での意識は低いため、まずは庁内の理解を深める取組に着手する。④
- ・まちの強みを再認識するうえで、転入者などの意見を聞く取組に関しては、具体的な手法の検討に着手するとともに、情報発信の裏づけデータの収集に国や民間コンサルタントを積極的に活用し、有効な情報発信に努める。⑤

(2) 個別事業の点検結果

A-3-⑪ 広報費

・判定結果

判定区分	(1) 不要・凍結	(2) 国・県・広域	(3) 三原市 (要改善)	(4) 三原市 (現行通り・拡充)
評価者の判定結果	0	0	4	0
(参考) 市民判定者の判定	0	0	4	5

・主な意見

【評価者】

- ① 広報誌という伝達手段の特長を踏まえると、市として市民に時間をかけて考えてもらいたい行政課題に関する記事ならば、一定期間保存できる冊子の送付という手段を選択するのは妥当。一方、趣味・趣向イベントの先着申込期限のお知らせといった、対象者(=利用希望者)が限定的で期限付きの情報は、受信側の市民が情報を選択できるホームページを通じて発信するなど、伝達手段の特長を踏まえて選択すべき。
- ② 新聞未購読者が増える傾向にあり、広報誌の配送手段を見直すべき。特に新聞未購読者は、購読者の3倍のコストで郵送していることは、公平性を欠く。
- ③ 納税の通知のように市民に確実に通知しなければならない情報の伝達は、それぞれの担当課が担っているはず。広報誌で伝える情報は、定時性、伝達の確実性を追及すると非効率となる可能性がある。

【(参考)市民判定者の声】

- 広報誌の伝達力は強く、信頼も高い。ほぼすべての世帯に対して、情報を発信できる広報誌は効果的。
- アプリによる広報誌の配信により、広報郵送代の削減を検討。
- 発信する情報は、対象者によって、適切な媒体で発信すること。
- 様々なメディアを活用して、三原を全国にアピールすること。

- ・情報の特長ごとに媒体を使い分ける意識に関しては、手段にあった情報の発信ができるよう、広報の年間計画と全体的な情報の発信手段及び内容の整理を進めるうえで、十分留意する。(再掲) ① ③
- ・広報誌の配送手段の見直しに関しては、広報誌への高い市民の認知度・信頼度は、毎月1日に必ず届くという定時性に由来するものと考えており、定時性の維持を最優先とする中で、コストを抑える配送方法を再検討する。当日の議論で例示のあったポスティングなどの方法は定時性を確保できなくなる可能性があり当面採用を見送るが、通常配送手段(=新聞折込)の3倍のコストがかかる新聞未購読者への郵送については、対象者の増加が見込まれる中で大きな課題と認識しており、他団体の情報収集を進め、コスト低減に向け努力していく。(再掲) ②

(1) 施策全体の改善提案

【評価者】

- ① 各種健診事業の受診率向上のため、費用対効果に関する情報を広く発信することが有効。市は国民健康保険の保険者として、国から、診療報酬データ（＝レセプト）の有効活用に向け、「データヘルス計画」を策定し、データの分析と健康経営に向けた取組を要請されている。単にデータを開示するだけでなく、費用対効果などを積極的に発信するべき。そのためにも、効果と目標到達度を測定し、手段の改善につなげるよう、PDCA サイクルの構築が必要。
- ② 健診データの情報発信の手段として、現状では、関係団体との年間 1～2 回程度の定例会議や出前講座、健康福祉まつりがあるが、単なる市の施策の情報共有の場では、効果は期待できない。データの分析と費用対効果、ヘルスプロモーションに関する情報を分かりやすく共有する場となるよう、改善が必要。また、健康福祉まつりはマンネリ化の懸念があり、そのあり方を抜本的に見直す時期にきている。
- ③ 健診コストについては、診療報酬単価や他団体の動向を踏まえ、関係機関の協力のもと適正単価で契約されているとの説明だが、健診単価を少しでも安くするため、情報収集などの努力は継続するべき。
- ④ 保健福祉センターは、市内 4 か所あり、そのほかにも、保健部門は 5 施設を所管しているが、合併時に引き継いだままの状態が残置され、見直しの検討ができていない。国の要請に基づき、「公共施設等総合管理計画」を策定し、施設の類型別に機能や配置のあり方を検討していく中で整理が必要。人口減少社会で現在の施設を維持することは困難であり、特に単独目的の施設は、機能集約や再配置が要請されているため、三原市でも検討が必要。
- ⑤ 総合保健福祉センターは、保健行政目的の専用スペースは一部で、子育て等の他の行政目的や、社会福祉協議会が入居しているほか、一般市民への貸館が多くのスペースを占めている。また、そもそも現行の保健事業は、機器の搬入さえできれば実施可能で、専用の建物を持つ必要性は低い。国が構想している「地域包括ケア」により、今後、在宅医療・福祉・介護の連携が求められており、これらの機能へのニーズも考慮して、保健福祉センターの機能と配置のあり方を検討する必要がある。また、貸館が主たる目的となっている 5 施設については、保健部門で所管することは非効率なので、現在の利用実態に合わせた所管を検討するべき。
- ⑥ 旧 3 町の保健福祉センターには保健師が 2 人常駐し、施設の維持管理を兼務している。健診などの保健事業を行う場合は総合保健福祉センターからの応援が必要であり、施設の維持管理業務を兼務することで、保健師としての本来業務（巡回・相談業務）に影響があるのであれば、例えば、社会福祉協議会を当該施設の指定管理者にして、施設の維持管理業務を代行してもらい、巡回・相談機能は集約することも考えられる。また、全国の社会福祉協議会で、施設のイニシャルコストを負担することなく収益事業を行う事例が報告されており、民間事業者との不均衡が指摘されているので、共益費だけでなく、適正な建物使用料を求めるなど、見直しが必要。

【(参考) 市民判定者の声】

- 施設の管理と「健康づくり」は関係ない。施設があるから事業を行っているように見える。
- 施設の利用実績データを分析し、不要な施設の見直し、管理手法の見直しを進めるべき。民間を参考にしたい。
- 国の数値目標があるから取り組むのではなく、自分たちで工夫していこうという呼びかけが、市民の意識改革につながると考える。
- 担当課だけでなく、他部署との連携を強化し、ビジョンを持って進めてほしい。
- 健康福祉まつりは、自分の健康状態をフィードバックできるようなコーナーが必要。

- ・健診受診率向上に向け、費用対効果を情報発信することに関しては、今年度策定する「三原市国民健康保険データヘルス計画」の分析を活用し、効果的な啓発に活用する。具体的には、データ分析と併せて、予防や早期発見・早期治療した場合の医療費の縮減等をまとめたリーフレットを作成し、5月末、受診券を送付する際に同封するとともに、健康づくりや生活習慣病予防等の講座でも周知に取り組み、市民が「自分の健康は自分で維持・向上させる」ことを基本に健康づくりを推進する。①
- ・定例会議や健康福祉まつりの見直しに関しては、これまで連携・協力関係を構築してきた団体が積極姿勢に転換しつつあり、取組自体は継続するが、指摘を踏まえ内容を精査するとともに、事業評価を活用し定期的に見直す。②
- ・健診コストに関しては、関係機関の協力のもと、健診（検診）の精度管理体制の整備を図りながら、引き続き、情報収集を行い適正な価格維持に努める。また、「がん撲滅のまち三原」をスローガンに、健康管理の推進を重点的取組としており、健診事業における費用額についても、市民周知に取り組む。③
- ・市民の主体的な健康づくりをめざし、引き続き、健康づくりに関する啓発による一次予防や地域での普及啓発を推進する人材育成と活動支援に取り組み、各種検診や健康度測定等により市民への動機づけを行い、各種健康づくり事業の効果をアピールする。
- ・保健福祉センターの見直しに関しては、今年度策定する公共施設等総合管理計画では、市の公共施設の床面積ベースで35%の総量削減を掲げる予定であり、保健福祉センターが全体目標にどれだけ貢献するかについては、来年度以降に作成する類型別実施計画の中で検討する。その前提となる機能別稼働状況については、詳細な把握に努め、再配置に関する基準づくりに取り組むこととしている。また、指摘にあるように専用スペースの必要性が低いことは十分認識しており、実質的に貸館機能だけの施設については、地域活動施設の枠組みの中で検討する。④
- ・保健福祉センターの保健師の配置に関しては、前出の類型別実施計画の中で検討するが、当面、専門職として従事できるよう、センターでの事業の重点化と集約化を行いながら、各センターにおける事業のあり方を検討する。⑤⑥
- ・保健福祉センターの施設維持管理への民間活用に関しては、具体的な運営形態を検討するとともに、指摘のあった総合保健福祉センターの社会福祉協議会への目的外使用のあり方については、市事業への協力関係を考慮する中で調整し、入居団体に対し適正な負担を求める。⑥

(2) 個別事業の点検結果

B-4-⑫ 健康みはら21計画推進事業

・判定結果

判定区分	(1) 不要・凍結	(2) 国・県・広域	(3) 三原市 (要改善)	(4) 三原市 (現行通り・拡充)
評価者の判定結果	0	0	4	0
(参考) 市民判定者の判定	0	0	8	0

・主な意見

【評価者】

- ①健康づくりに関する事業コストのうち、検診費用に偏っている印象があるので、バランスについて検証が必要。
- ②健康教育に関し、年1~2回程度の定例会議での市の取組の報告だけでは効果が薄い。地域や職域の実践者同士で「ヘルスプロモーション」に関する意見交換の場とするなど、現状のネットワーク会議のあり方について、ゼロベースで見直しが必要。
- ③「健康福祉まつり」はマンネリ化の傾向が見られるため、ゼロベースで見直しが必要。
- ④検診事業における行政の役割は受診機会の提供であり、受診率を向上させるためには、検診効果に関するデータを市民に分かりやすく開示し、啓発することが有効。
- ⑤特定検診受診率の目標達成は困難な状況であるが、国の要請に基づく「データヘルス計画」は、保健師が保健指導に活用できるよう、市役所内部での連携が必要。

【(参考)市民判定者の声】

- 受診率向上のための工夫が不十分。市民には、早期受診・早期発見が、歳出抑制につながる意識がないので、もっと市民に知らせる必要がある。受診料が無料でも受けたいと思っただけではない。費用対効果を示すとともに、早期発見につながった方へのインタビューなどでPR。
- 健康福祉まつりは、人が減って、一部の市民だけのお祭りとなっているなら、廃止も含め、見直すべき。
- がん検診のコストが高い。見直すべき。
- 市民一人ひとりの健康に対する意識向上につながる工夫をすべき。

- ・健康づくりに係る事業コストの偏りに関しては、重症化するまで症状が現れにくい生活習慣病の早期発見・早期治療には健診(検診)が有効であり、市民が自身の体の状態を知り適切に対処するきっかけとしても健診(検診)は重要な機会である。本市では、女性のがん検診の無料化、40歳未満の若年者の基本健診の実施、低線量CTによる肺がん検診や胃カメラによる胃がん検診の導入など、「がん撲滅のまち三原」をスローガンに、健診による健康管理の推進に重点的に取り組んでおり、健診経費に重点化した配分となっている。
なお、健診(検診)受診後の生活改善指導などの健康教育や保健指導は主に職員（保健師・栄養士・歯科衛生士）が担い、市民自らが健康な生活習慣を身につけることを支援している。
事業費の大半を占める健診委託料については関係機関の協力のもと、適正単価で継続できているが、健診(検診)の精度管理体制の整備を図りながら、引き続き、情報収集を行い適正な価格維持に努める。①
- ・定例会議や健康福祉まつりの見直しに関しては、これまで連携・協力関係を構築してきた団体が積極姿勢に転換しつつあり、取組自体は継続するが、指摘を踏まえ内容を精査するとともに、事業の効果を評価し定期的に見直す。②③
- ・健診受診率向上に向け、費用対効果を情報発信することに関しては、今年度策定する「三原市国民健康保険データヘルス計画」の分析を活用し、効果的な啓発に活用する。具体的には、データ分析と併せて、予防や早期発見・早期治療した場合の医療費の縮減等をまとめたリーフレットを作成し、5月末、受診券を送付する際に同封するとともに、健康づくりや生活習慣病予防等の講座でも周知に取り組み、市民が「自分の健康は自分で維持・向上させる」ことを基本に健康づくりを推進する。④
- ・「データヘルス計画」の庁内関係課での連携に関して、今年度、保健福祉課・保険医療課の両課で協議し、広島県国民健康保険団体連合会の保健事業支援・評価委員会のサポートも受けながら、「データヘルス計画」を策定する予定であり、平成28年度からは「データヘルス計画」に基づき、関係各課が連携して保健事業を実施する。⑤

B-4-⑭ 保健福祉センター等管理運営費

・判定結果

判定区分	(1)不要・凍結	(2)国・県・広域	(3)三原市 (要改善)	(4)三原市 (現行通り・拡充)
評価者の判定結果	1	0	3	0
(参考) 市民判定者の判定	2	0	6	0

・主な意見

【評価者】

- ①保健福祉センターの配置について、合併で引き継いだ施設がほぼそのままとなっており、組織的な検討もされていない。人口減少社会にあって、公共施設全体の見直しが進められている中、保健事業目的だけの施設を維持管理し続けることは難しくなるので、今後も維持すべき機能とスペースを精査し、施設の複合化や再配置を検討する必要がある。
- ②総合保健福祉センターは、保健事業の専用スペースはごく一部であり、一般市民への貸館や、子育て分野など他の行政目的のスペース、社会福祉協議会などのスペースで構成されており、そもそも保健事業は機材を搬入できれば、必ずしも専用スペースを必要とするものではないので、施設の機能について、再検討が必要。
- ③旧3町の保健福祉センターの保健師2名は、施設の維持管理や貸館などを兼務しており、本来業務（保健指導・訪問・相談）に支障があるのなら、社会福祉協議会を指定管理者にして、維持管理業務を代行してもらい、保健師は総合保健福祉センターに集約して、保健師としての本来業務の機能強化を図ることも考えられる。
- ④全国的に、社会福祉協議会が地方公共団体の保健センター等に入居し、イニシャルコストを負担することなく収益事業を展開している事例が報告されている。三原市でも保健センターに入居している場合は、共益費だけでなく、適正な使用料を求めるべき。

【(参考)市民判定者の声】

- 施設に入居している団体からは、使用料をもらうべき。
- 建物を壊すよりも、維持管理費の節約を。
- 福祉プラザのあり方と、職員配置はすぐに見直すべき。
- 施設が活用されていないため、地域特性、個性的な役割を担えるように整理してほしい。施設整理の際は、市民の声を反映した検討が必要。
- 施設に市民が集まるのではなく、市民が集まるところに職員が訪問する仕組みに変える。
- 最寄りの施設で、市内同一のサービスが提供できる体制をとるべき。
- 施設管理を専門で担う部署を設けることで、保健事業だけでなく、他事業での活用もでき、稼働率向上につながるのではないかと。
- 地域による管理運営の可能性の検討。

- ・保健福祉センターの見直しに関しては、今年度策定する公共施設等総合管理計画では、市の公共施設の床面積ベースで35%の総量削減を掲げる予定であり、保健福祉センターが全体目標にどれだけ貢献するかについては、来年度以降に作成する類型別実施計画の中で検討する。その前提となる機能別稼働状況については、詳細な把握に努め、再配置に関する基準づくりに取り組むこととしている。また、指摘にあるように専用スペースの必要性が低いことは十分認識しており、実質的に貸館機能だけの施設については、地域活動施設の枠組みの中で検討する。(再掲) ① ②
- ・保健師の配置に関しては、現在、専門職として従事できるよう、センターでの事業の重点化と集約化を行いながら、各センターにおける事業のあり方を検討している。このことは保健師の配置のあり方の検討材料とする。③
- ・適正な使用料の負担に関しては、具体的な運営形態を検討するとともに、指摘のあった総合保健福祉センターの社会福祉協議会への目的外使用のあり方については、市事業への協力関係を考慮する中で調整し、入居団体に対し適正な負担を求める。(再掲) ④

(1) 施策全体の改善提案

【評価者】

- ①中央公民館の市主催講座のうち「(個人の) 趣味・娯楽・レクリエーション」に関する講座は、都市部では民間のカルチャースクールでやっているようなメニューがあり、税金を使う理由としては、地方都市における機会の提供という説明があったが、あくまで個人の自己実現のための活動であり、適正な受益者負担を求める必要がある。税金を使う場合には、学習成果の発表機会が地域に貢献する仕組みづくりが必要で、受益者負担の基準として地域貢献の度合いが反映されるよう検討が必要。
- ②中央公民館の主催講座で学習した人材が、地域の公民館における学習サークルのリーダーになるとともに、学習成果の発表の場である生涯学習フェスティバルの企画運営に関し、実行委員会を組織する仕組みとの説明だが、行政が実行委員会の事務局を担っていることで、市民の自主性や自立性が阻まれている可能性がある。生涯学習フェスティバルは、市民団体の自主的な運営となるよう見直すべき。税金を使う場合は、行政として、関係者の内輪的な盛り上がりにならないよう運営を助言する立場で関与するべき。また、行政の役割は、人材登録制度を設けるなど人材育成にシフトするべき。
- ③合併当初から、公民館は、社会教育法に位置づけられた施設であることに加え、地域課題解決の拠点としても期待されるなど果たすべき機能が曖昧な状態が続いている。このため、施設ごとに配置されている生涯学習相談員は、学習活動の企画運営のほか、施設の維持管理などの雑務に加え、地域課題への関与など、地域ごとに期待される業務の範囲にバラツキがある。今日的な市民ニーズは、地域課題解決に向けた支援機能であり、他団体の事例を参考に、社会教育法上の位置づけを取り払い、施設利用の自由度を高めるとともに、建物維持管理や貸館運営等は地域に任せ、行政は地域課題の掘り起こしと解決に向けた周知・啓発・助言等のコーディネート機能にシフトするべき。
- ④人口減少社会の中で、縦割りの行政目的ごとの単独施設を管理運営するだけの財政的な余力はなくなってきており、公共施設の総量削減が全国的な課題となっている。施設の機能別(部屋別)の稼働率を測定し、近隣施設の空き時間と調整することで、機能集約を図り、施設の複合目的化により統廃合を進めるべき。財政状況と地域ごとの稼働率の情報公開を進めることで、市民の理解と合意形成が進む。

【(参考)市民判定者の声】

- 何のために生涯学習をするのか、目的があやふやである。
- 講座の成果を地域に還元できるものが必要(通訳や案内ガイド、フェスティバル等イベントのマネジメントができる人材を育成する講座等)。
- 営利的カルチャーにも積極的に門戸を広げてもらいたい。
- 地域の特性に合った管理・運営体制にすべき。
- 貸館業務を地元任せると、施設の適正利用の歯止めが効かず、営利目的の利用が増える懸念がある。
- ホールはあるが、美術館がない。

- ・市主催講座の受益者負担の見直しに関しては、市は施設を提供し、運営費そのものは受益者負担で賄うことを基本に、適宜適切に見直すこととするが、受益者負担の基準として地域貢献の度合いを反映することについては、明確な基準を設定することは困難であり見送る。学習成果の発表機会が地域に貢献する仕組みづくりに関しては、受講者やサークルに対し、各地域のコミュニティセンター祭等への参加を積極的に推奨し、地域行事の充実に貢献するよう促す。❶
- ・生涯学習フェスティバルへの市関与のあり方に関しては、生涯学習フェスティバルは、生涯学習の概念を推進する役割を担ってきたが、生涯学習振興法が制定され25年が経過し、その概念は一般に認知され、本来のフェスティバルの役割を果たせたとの判断から、平成27年度をもって事業を休止する。❷
- ・人材登録制度に関しては、自主講座等の講師選定に当たり有効な制度と考えており、具体的な取組について検討する。❸
- ・公民館（社会教育法）の位置づけを廃し、地域活動拠点として利用の自由度を高めることに関しては、地域住民のライフスタイルの変化から、生涯学習施設から地域センターへの変更という形は他市においても行われていることは理解している。旧3町の公民館・コミュニティセンターにおける生涯学習相談員の人員体制や業務内容が地域によって相違があり、また、地域行事の拠点が公民館・コミュニティセンターとなり地域行事の事務を相談員が担っているところもある。

実態に則した配置及び人材を置くことによって、地域が更に活性化するのであれば、施設の設置目的の見直しも必要であり、調査する。❹
- ・生涯学習施設・コミュニティセンター機能及び配置の見直しに関しては、公共施設マネジメントの類型別実施計画の策定を通じ、機能別稼働率を詳細に把握したうえで、施設の機能集約や適正配置に向けた基準づくりに取り組む。また、現状として公民館・コミュニティセンターは、地域の拠点施設としてのウエイトが高く、施設に対する地域住民の思いも深いものとなっていることから、公共が持つ施設から地域住民が運営する施設への移行等を検討する。❺

(2) 個別事業の点検結果

B-5-⑮ 生涯学習推進事業

・判定結果

判定区分	(1) 不要・凍結	(2) 国・県・広域	(3) 三原市 (要改善)	(4) 三原市 (現行通り・拡充)
評価者の判定結果	1	0	3	0
(参考) 市民判定者の判定	1	0	5	2

・主な意見

【評価者】

- ①中央公民館の市主催講座の中には、都市部なら民間のカルチャースクールが担っているようなメニューが多数含まれている。個人の趣味・娯楽の機会の提供に税金を使う場合は、適正な受益者負担を求めるとともに、受講者が学習成果を地域に還元する仕組みを構築することが求められる。
- ②生涯学習フェスティバルの実行委員会の事務局を行政が担っていることで、市民団体の自主性や自立の意識が育ちにくい原因になっている。運営は市民団体で構成する組織に任せ、行政は、税金を使って実施するイベントであることから、参加団体の内輪の盛り上がりにならないよう、監督する立場で関与するよう、改めるべき。

【(参考) 市民判定者の声】

- 目的と内容が合っていない。
- 偏りのある講座の内容は見直し、参加者の固定化の解消を図ること。
- 市民講座は、子どもから大人まで皆が楽しめる人選にし、継続してほしい。
- 生涯学習フェスティバルは市が主催する必要はない。他イベント等に披露する場を設けるなど、各団体に任せるべき。
- 地域の人材を育て、タイミングよく、行政主体から市民主体に移行させること。
- 趣味の講座に税金を投入することについては、十分検討すること。
- 趣味を通じて、地域の人々と知り合うきっかけとなっており、地域の治安維持にもつながる。

- ・市主催講座の受益者負担の見直しに関しては、市は施設を提供し、運営費そのものは受益者負担で賄うことを基本に、適宜適切に見直す。
学習成果の発表機会が地域に貢献する仕組みづくりに関しては、受講者やサークルに対し、各地域のコミュニティセンター祭等への参加を積極的に推奨し、地域行事の充実に貢献するよう促す。❶
- ・生涯学習フェスティバルへの市関与のあり方に関しては、生涯学習フェスティバルは、生涯学習の概念を推進する役割を担ってきたが、生涯学習振興法が制定され25年が経過し、その概念は一般に認知され、本来のフェスティバルの役割を果たせたとの判断から、平成27年度をもって事業を休止する。❷

B-5-⑩ 生涯学習施設・コミュニティセンター等管理運営事業

・判定結果

判定区分	(1)不要・凍結	(2)国・県・広域	(3)三原市 (要改善)	(4)三原市 (現行通り・拡充)
評価者の判定結果	4	0	0	0
(参考) 市民判定者の判定	2	0	6	0

・主な意見

【評価者】

- ①合併当初から社会教育法の公民館としての位置づけに加え、地域課題解決の拠点を担う地域があるなど、果たすべき機能があいまいなままで今日に至っている。
- ②市民の今日的要請は、地域課題解決の拠点としての機能であり、社会教育法の位置づけを取り払い、管理運営を地域が担う仕組みにシフトすべき。
- ③公民館・コミュニティセンターに配置されている生涯学習相談員は、学習活動の企画運営の本来業務に加え、地域によっては施設の維持管理や地域課題解決への支援を求められる場合があるなど、施設ごとにバラツキがあるが、市民ニーズは地域課題解決への支援やコーディネート機能にシフトしてきており、機能の見直しが必要。
- ④施設の機能別（部屋別）の稼働率を測定し、近隣施設の空き時間と調整することで、機能集約を図り、施設の複合目的化により統廃合を進めるべき。財政状況と地域ごとの稼働率の情報公開を進めることで、市民の理解と合意形成が進む。

【(参考)市民判定者の声】

- 他の部署が管理する施設も含め、全市的な施設の集約を行ってほしい。
- 公民館の稼働率は低いですが、身近な施設、地域拠点として必要なのではないかと。
- 趣味の講座は、市主催の講座でなくても、代替的手段はあるのではないかと（NHKの番組等）。
- 人材育成のための講座が必要。
- 相談員の役割や配置の見直しが必要。
- 主催講座は毎年見直すべき。
- 講座中心から、地域開放へ。
- 施設管理運営の見直し（地元による管理運営）。
- 将来的には、ホールの統廃合も必要。
- 時代にあったネーミングに変え、イメージチェンジを。
- 住民自ら情報発信していけるような施設利用が必要。

- ・公民館（社会教育法）の位置づけを廃し、地域活動拠点として利用の自由度を高めることに関しては、地域住民のライフスタイルの変化から、生涯学習施設から地域センターへの変更という形は他市においても行われていることは理解している。

旧3町の公民館・コミュニティセンターにおける生涯学習相談員の2人体制や業務内容が地域によって相違があるなど、また、地域行事の拠点が公民館・コミュニティセンターとなり地域行事の事務を相談員が担っているところもある。

実態に則した配置及び人材を置くことによって、地域が更に活性化するのであれば、施設の設置目的の見直しも必要となる。（再掲）①②③

- ・生涯学習施設・コミュニティセンター機能及び配置の見直しに関しては、公共施設マネジメントの類型別実施計画の策定を通じ、機能別稼働率を詳細に把握したうえで、施設の機能集約や適正配置に向けた基準づくりに取り組む。また、現状として公民館・コミュニティセンターは、地域の拠点施設としてのウエイトが高く、施設に対する地域住民の思いも深いものとなっていることから、公共が持つ施設から地域住民が運営する施設への移行等を検討する。（再掲）④

(1) 施策全体の改善提案

【評価者】

- ① 芸術文化センターの管理運営を指定管理者に代行させることで期待する効果は、専門的かつ高度なホール運営ノウハウにより、市外からの人を呼び込む興行企画や、市民文化活動の発表機会や地域文化発信の拠点機能という説明だが、その効果を評価できる仕組みが必要。現行の仕組みとして運営委員会があるが、ホール運営や文化振興に関する専門家の視点を入れ、評価できる体制が必要。
- ② 市内5ホールの所管は、芸術文化センターが文化課、リージョンプラザがスポーツ振興課、生涯学習拠点3施設は生涯学習課であり、所管が別々になっているが、生涯学習拠点3ホールの稼働率向上を考えると、芸術文化センターの企画運営機能が旧3町の各ホールも含めたコーディネートを担う仕組みや部署が必要。
- ③ 文化振興の主役は市民であり、行政はそのサポートに徹すべき。文化活動の裾野は広く、それぞれの分野の調整機能として文化協会があるという説明だが、その事務局を市が担うことで市民の自立が阻まれる可能性がある。
- ④ 補助金のあり方として、長期間、同じ団体に多額の補助金を支出しているケースでは、支出先においてノウハウの蓄積が進んでいるはずであり、既得権にならないようにする意味からも、ゼロベースで見直す機会が必要。また、市民提案型の補助金に切り替える手法を検討すべき。例えば、市民ミュージカル事業への補助金は、長期間継続しているため自立を促す意味で見直しが必要。
- ⑤ 文化芸術振興に関する基本的なビジョンや方針の必要性を検討すべき。

【(参考)市民判定者の声】

- 「三原市の文化・芸術」とは何なのか、どういう方向にもっていきたいのかわからない。市民と対話が必要なのではないか。
- 文化・芸術の振興が「機会の提供だけ」になっている。
- 市民と行政が一緒につくれるような事業をしてほしい。
- ポポロは、今後も文化拠点として機能してもらいたい。
- 類似施設の管理については、部署を一元化したらどうか。
- 団体への単純な補助ではなく、団体活動をサポートしたり、人材育成につながる支援が必要。
- 観光と結び合わせた事業の展開が必要ではないか。

- ・指定管理者の選定に当たり、市が期待する効果を評価できる人材の登用に関しては、指定管理者選定委員会の利用者代表等委員の選考に当たり十分考慮するよう、制度の運用を改善する。❶
- ・更にすばらしい芸術文化センターポポロとしていくために、現行の運営委員会の更なる充実に取り組むとともに、ホール運営や文化振興に関する専門家の視点を評価に取り入れ、評価できる体制の構築に努める。❶
- ・ホール運営の所管の統一に関しては、事務移管に伴う課題を洗い出したうえで、関係課間で協議の場をもつ。❷
- ・文化振興における市関与のあり方に関しては、現在は文化協会の事務局を行政が担っているが、文化協会の会員の中で事務局を担えるよう方向転換する時期に来ているとの認識であり、人材と経費の問題、市の基本的な姿勢を整理する中で、文化協会への補助金を見直す。❸
- ・市民ミュージカル事業への補助金は見直した。❹
- ・市民活動の支援のあり方を研究し、市の振興策のあり方を検討する。❹
- ・文化芸術振興の市のビジョンや方針を示す必要性に関しては、市も認識しており、今後、具体的な取組を検討する。❺

(2) 個別事業の点検結果

B-6-⑰ 芸術文化センター管理運営事業

・判定結果

判定区分	(1) 不要・凍結	(2) 国・県・広域	(3) 三原市 (要改善)	(4) 三原市 (現行通り・拡充)
評価者の判定結果	0	0	4	0
(参考) 市民判定者の判定	1	0	8	0

・主な意見

【評価者】

- ① 芸術文化センターの管理運営を指定管理者に代行させることで期待する効果は、専門的かつ高度なホール運営ノウハウと興行企画力、地域文化発信の拠点機能としての発信力とすれば、そうした効果の評価できる仕組みが必要。現行の運営委員会の構成は専門家が入っておらず、ホール運営や文化振興に関する専門家の視点を入れ、評価できる体制が必要。
- ② 市内 5 ホールの所管は、芸術文化センターが文化課、リージョンプラザがスポーツ振興課、生涯学習拠点 3 施設は生涯学習課であり、所管が別々になっているが、生涯学習拠点 3 ホールの稼働率向上を考えると、芸術文化センターの企画運営機能が旧 3 町の各ホールも含めたコーディネートを担う仕組みや部署が必要。

【(参考) 市民判定者の声】

- 指定管理にすることで、芸術も専門性が維持されている。
- 指定管理者を評価する仕組みを見直し、より良い管理になるようチェック体制を整えること。
- 指定管理者の「言いなり」や「第三者まかせ」にならないよう、連携し、市民の求める催しにすること。
- 指定期間が長期化すると、質の低下が懸念されるため、管理期間の上限を設けたらどうか (ex. 「最大 10 年間まで」とか)
- 高額な指定管理料を支払ってまで、立派なコンサートが必要なのか。
- ポポロ以外のホールについては、地域住民の意見や地域特性を考慮しながら、そのあり方を検討すべき。

- ・芸術文化センターポポロの運営協議会に専門家を加えることに関しては、現行の運営委員会の更なる充実に取り組むとともに、次期改選時には市が期待する効果を重視し、ホール運営や文化振興に関する専門家を加え、評価できる体制の構築に努める。❶
- ・ホール運営の所管の統一に関しては、事務移管に伴う課題を洗い出したうえで、関係課間で協議の場をもつ。（再掲）❷

B-6-⑩ 文化振興費

・判定結果

判定区分	(1)不要・凍結	(2)国・県・広域	(3)三原市 (要改善)	(4)三原市 (現行通り・拡充)
評価者の判定結果	1	0	3	0
(参考) 市民判定者の判定	2	0	7	0

・主な意見

【評価者】

- ①文化振興の主役は市民であり、行政はそのサポートに徹するべき。
- ②文化活動の裾野は広いが、文化協会が調整機能を担っており、運営費補助金として税金が使われ一定のノウハウの蓄積が進んでいることが期待されるが、その事務局を行政が担うことで自主性や自立した運営を阻む原因になっていないか、検証する必要がある。補助金が既得権化しないよう、注意が必要。
- ③文化協会補助金の中でも、市民ミュージカル事業への補助は長期間継続しており、自立を促す時期にきている。市内には自主運営のグループもあり、ゼロベースでの見直しが必要。
- ④補助金の見直しに当たっては、10万人規模の他都市の事例も参考に、市民提案型に切り替えるなどが考えられる。
- ⑤10万人規模の都市では、約4割が文化行政に関する分野別ビジョンをもっているといわれている。今後の市の文化行政全体の方向性を定め、個別事業を構成することを検討してほしい。

【(参考)市民判定者の声】

- サポーターやボランティアの力を活用しているのは良い。
- 文化協会（市民ミュージカル）への補助は見直すべき。
- 市民活動を市全域に広げていくのが行政の役割ではないか。
- 文化・芸術分野の人材育成も検討してほしい。
- 「機会の提供」と「文化協会への補助」以外にも文化・芸術の振興策を検討すること。
- 団体を自立させていくための支援に注力してほしい。市民の求める活動を支援してほしい。

左の事務改善方針（文末の白抜き数字は、左ページ内の評価者の指摘・意見の番号に対応）

- ・文化振興における市関与のあり方に関しては、現在は文化協会の事務局を行政が担っているが、文化協会の会員の中で事務局を担えるよう方向転換する時期に来ているとの認識であり、人材と経費の問題、市の基本的な姿勢を整理する中で、文化協会への補助金を見直す。（再掲）①②
- ・市民ミュージカル事業への補助金は見直した。（再掲）③
- ・市民活動の支援のあり方を研究し、市の振興策のあり方を検討する。（再掲）④
- ・文化芸術振興の市のビジョンや方針を示す必要性に関しては、市も認識しており、今後、具体的な取組を検討する。（再掲）⑤